

デュッセルドルフ日本語補習校運営委員会実施規則

(趣旨)

第1条 デュッセルドルフ日本語補習校（以下「補習校」という）の運営全般について、審議・決定する機関として、「デュッセルドルフ日本語補習校運営委員会」（以下「補習校運営委員会」という）を置く。

(位置づけ)

第2条 補習校運営委員会は、デュッセルドルフ日本人学校（以下「日本人学校」という）理事会の下部組織と位置づける。

(委員)

第3条 補習校運営委員会の委員は次の通りとし、補習校管理職及び父母運営委員は補習校運営委員会の承認を受け、日本人学校理事会により任命される。

- (1) 日本人学校理事会代表4名（日本人学校理事長および副理事長から1名、デュッセルドルフ日本国総領事館代表（首席領事）、日本人学校校長、日本人学校理事会事務局長）
- (2) 補習校管理職（副校長）
- (3) 父母運営委員4名（最低1名は小学部（小1－小5）、中学部（小6、中1－中3）それぞれから選出されることが望ましい）

第4条 父母運営委員の任期は2年とするが、再任を妨げない。連続任期の制限は特に定めないが、補習校運営委員会が運用面から判断して決定する。

- 2 父母運営委員の任期途中での辞任は、補習校運営委員会にて対応策が協議され承認されることを前提とする。対応策として父母運営委員を補充した場合の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 父母運営委員は任期満了の場合においても、補習校運営委員会が必要と認めた場合は後任者が就任するまで引き続き、その職務を行うものとする。

- 4 2年の任期を満了した父母運営委員は、任期中の父母運営委員との合意の上、父母運営委員アドバイザーとし、退任後1年間、必要に応じて任期中の父母運営委員に助言を与えることができる。

第5条 委員は補習校運営上必要な報告、連絡、相談、措置および調整をそれぞれの出身団体において適宜行う。

(役員)

第6条 補習校運営委員会に次の役員を置く。

- (1) 運営委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- 2 運営委員長、副委員長は父母運営委員の中から全委員の互選により定める。
- 3 運営委員長は、会務を統括する。
- 4 日本人学校理事会への報告は日本人学校理事会事務局長が行う(第5条に記載)。なお日本人学校理事会が会の運営上必要と認めた場合は、委員長は補習校に関する諸所の報告義務を負う。
- 5 副委員長は運営委員長を補佐し、必要に応じその職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は補習校運営委員会とする。議長は運営委員長がつとめる。

- 2 補習校運営委員会は必要に応じ、運営委員長がその会議の目的事項を示し招集する。又議事により必要な参考人を招致できる。
- 3 補習校運営委員会は委員定数の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。
- 4 父母会選出の次期父母運営委員候補者の出席を可能とする。
- 5 父母会会長はオブザーバーとして出席を可能とする。
- 6 補習校運営委員会の議事は、委員定数の半数以上で決し、可否同数のときは、運営委員長の決するところによる。
- 7 書記は父母運営委員が行う。

(会務)

第8条 補習校運営委員会の主な責務は、以下の通りである。

- (1) 補習校実施運用規則制定あるいは改廃
- (2) 補習校管理職および講師の雇用に関わる承認
- (3) 財産管理と各事業年度の収支計画作成と決算
- (4) 開設学級及び担任の承認
- (5) 授業料・入学金規定の決定
- (6) 補習校の年間計画の承認
- (7) 学校運営上の諸問題の解決
- (8) 補習校の代表としての渉外活動

以上

変更履歴

- 2006年8月19日制定
- 2008年5月19日改定
- 2010年5月26日改定
- 2014年2月12日改定
- 2014年6月16日改定
- 2017年2月20日改定